

定 款

一般社団法人 相模原市高齢者福祉施設協議会

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人相模原市高齢者福祉施設協議会（以下「本会」という。）と称する。

(主たる事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を、神奈川県相模原市に置く。

(公告の方法)

第3条 本会の公告は、主たる事務所の掲示板に掲示する方法により行う。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、高齢者福祉施設が使命とする高齢者の支援等を基本に、地域福祉の推進とサービスの質的向上を図るため、相模原市内の社会福祉法人が運営する高齢者福祉施設及び事業所相互の連携と共通課題について研究、協議を行い、相模原市内に所在する施設及び事業所の健全な発展と相模原市の高齢者福祉の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達するため、次の公益目的事業を行う

- (1) 高齢者福祉及び介護に関する調査・研究
- (2) 高齢者福祉及び介護に関する普及啓発活動
- (3) 高齢者福祉施設職員の育成と資質向上のための研修
- (4) 高齢者福祉施設間相互の連携と情報交換
- (5) 高齢者福祉施設の経営強化のための調査・研究
- (6) 関係する地方公共団体等との連携調整
- (7) 全国老人福祉施設協議会及び神奈川県高齢者福祉施設協議会との連携及び連絡・調整、情報収集
- (8) その他、本会の目的達成に必要な事業

2 本会は、前項の公益目的事業の推進に資するため、次の収益事業等を行う。

- (1) 出版事業
- (2) 介護用品等の共同購入・仕入事業

- (3) その他前各号に掲げる事業に関連する事業
3 第1項に規定する公益目的事業については、相模原市内において行う。

第3章 会 員

(会員の構成)

第 6 条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

ア 相模原市内で社会福祉法人が設置・経営する次の施設・事業所の代表者（当該施設・事業所の開設者、管理者又は当該開設者若しくは管理者が指定するものをいう。以下イにおいて同じ。）又は開設準備責任者。

- ① 養護老人ホーム
- ② 特別養護老人ホーム（小規模型、サテライト型を含む。）
- ③ 軽費老人ホーム
- ④ 老人デイサービスセンター
- ⑤ 老人短期入所施設（ただし、特別養護老人ホームに併設し、「老人短期入所事業」を行う者は、特別養護老人ホームに含める。）
- ⑥ グループホーム
- ⑦ 小規模多機能型居宅介護事業所

イ その他社員総会（一般法人法に規定される社員総会をいう。）において認めた施設・事業者の代表者又は開設準備責任者。

(2) 賛助会員

本会の活動に賛同する個人又は法人。

(入 会)

第 7 条 正会員若しくは賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定めるところにより入会手続きを行い、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 8 条 正会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会した時及び毎年、社員総会で決定された別に定める額を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、社員総会で決定された別に定める額を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 9 条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 会員が所属する施設・事業所等を退職した場合、あるいは第6条第1項に定める代表者でなくなったとき
- (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (4) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- (5) 正当な理由なく会費を当該年度終了後においても1年以内に納入しない場合であって、かつ、催促に応じないとき
- (6) 会員が所属する施設・事業所等が廃止されたとき
- (7) 除名されたとき

2 前項第2号から第4号に該当し会員資格を喪失する場合には、その後任者が会員資格を継続することができる。

(退会)

第10条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議に基づき、当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、会長は当該会員に対し、除名の決議を行う社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、前項の規定により除名が決議されたときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、会員が資格を喪失した場合でも、これを返還しない。

第4章 社員総会

(社員総会の種類)

第13条 本会の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種とする。

(社員総会の構成及び議決権の数)

第14条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 一般法人法に規定する事項及びこの定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の額
- (2) 会員資格の得喪
- (3) 事業計画及び予算の承認
- (4) 決算報告の承認
- (5) 役員を選任と解任
- (6) 役員の報酬の額又はその規程
- (7) 定款の変更
- (8) 会員の除名
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項

(社員総会の開催及び招集)

第16条 定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に開催する。

2 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決定により会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

3 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき

4 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに招集通知を発するものとする。ただし、会長は、前項(2)の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に社員総会を招集しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、出席正会員の中から選出するものとする。

(社員総会の定足数)

第18条 社員総会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、正会員総数の議決権の過半数を有する正会員の出席により成立する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、一般法人法第49条第2項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

2 前項の場合においては、議長は表決に加わる権利を有しない。

3 第1項の定めにかかわらず、次の決議は、正会員総数の半数以上であって、正会員議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(1) 定款の変更

(2) 会員の除名

(3) 理事及び監事の解任

(4) 解散及び残余財産の処分

(5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

5 前項の場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の得票を得た候補者の中から得票の多い順に定款の枠に達するまでの者を選任する。

6 前2項の規定にかかわらず、第20条に定める議決権行使書面による議決権の行使の結果、理事の選任議案のすべてについて過半数の賛成がそれぞれ得られている場合であって、議長が複数の役員の選任議案を候補者全員一括で決議することを出席している議場の正会員に諮り、それに異議がない等のときは、当該役員候補者全員の選任議案を一括で決議することができる。

(代理及び書面による議決権の行使)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、代理出席又はあらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって決議することができる。

2 代理出席により議決権を行使する場合は、社員総会に出席する代理者に代理権を授与することを証明する書面を本会に提出しなければならない。

- 3 書面により議決権を行使する場合は、正会員は、予め告知された期日までに、必要な事項を記載した議決権行使書面を本会に提出しなければならない。
- 4 前2項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

- 第21条 社員総会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、保存する。
- 2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が、署名又は記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

- 第22条 本会には、次の役員を置く。
- (1) 理事 8人以上10人以内
 - (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち、1人を会長、3人以内を副会長とする。
 - 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、会長及び業務を執行する理事(以下「業務執行理事」という。)をもって同法第91条に定める業務の執行にあたる。
 - 4 会長以外の理事のうち業務執行理事は9人以内とする。

(役員を選任等)

- 第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。
 - 3 副会長は、相模原市南区、中央区、緑区の各区より1名ずつ合計3名を選出し、会長が任命する。
 - 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
 - 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密着な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
 - 6 監事には、次のいずれも含まれてはならない。
 - (1) 本会の使用人である者
 - (2) 理事又は他の監事の配偶者若しくは3親等内の親族その他特別の関係にある者

- (3) 理事又は他の監事と、他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は会長を補佐する。

4 業務執行理事は、この定款及び理事会において定めるところにより、その業務を執行する。

5 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること。

(2) 本会の業務及び財産の状況を監査すること。

(3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。

(6) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(7) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間

とする。

4 補欠により選任された監事の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

5 役員は、その定数が欠けた場合には、辞任又は任期満了により退任した後においても、後任者が就任するまでは、役員としての権利義務を有する。

（役員の報酬等）

第27条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、理事会の議決を経て定める規程に基づき、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

（理事の競業及び利益相反取引の制限）

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

（1）自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引

（2）自己又は第三者のためにする本会との取引

（3）本会が当該理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会と当該理事との利益が相反する取引

2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後遅滞なく、当該取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（責任の一部免除）

第29条 本会は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

（顧問）

第30条 本会に、顧問1人を置くことができる。

2 顧問は、理事会において選任する。ただし、再任を妨げない。

3 顧問は、本会の運営に助言し、関係する会議に出席して意見を述べるることができる。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) その他法令で定められた事項

(種類)

第33条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は、毎事業年度に毎月1回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会長に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。
- (4) 第25条第5号の規定により、監事から会長に対し、招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合又は第4号により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号の規定による請求があったときは、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する者は、開催日の5 日前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面をもって、通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるとき又は特別の利害関係を有するときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数の出席により成立する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、特別の利害関係を有する理事以外の理事総数の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

2 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事はその議決に加わることができない。

3 第1項の前段の場合には、議長は、理事として表決に加わることはできない。

(理事会の決議の省略)

第38条 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事は、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、当該理事会に出席した会長及び監事が署名又は記名押印のうえ、保存する。

(理事会規則)

第40条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会に

において定める理事会規則による。

第7章 事務局

(事務局)

第41条 本会の事務局を、あじさい会館（神奈川県相模原市中央区富士見6丁目1番20号）福祉団体室に置く。

2 事務局には職員（非常勤）を置き事業達成に必要な連絡調整を行う。なお、必要に応じて本会役員がこれを支援する。

3 事務局長等の職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、事務局に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第45条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成

し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を事務局に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を事務局に備え置き、一般の閲覧に供する。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（剰余金の分配制限）

第46条 本会は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款変更及び解散等

（定款の変更）

第47条 この定款は、社員総会の決議により変更することができる。

（解散）

第48条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により、解散する。

（残余財産の帰属）

第49条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第10章 補則

(委任)

第50条 この定款の施行についての細則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 附則

(最初の事業年度)

第51条 本会の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年3月31日までとする。

(設立時の社員)

第52条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

設立時社員	中野紀夫
設立時社員	赤間源太郎
設立時社員	井上節
設立時社員	大久保祐次
設立時社員	小野澤和美
設立時社員	草薙喜義
設立時社員	小林立
設立時社員	鈴木猛
設立時社員	萩原秀男
設立時社員	吉川祐子
設立時社員	佐藤和夫
設立時社員	中井由紀子

(設立時の役員等)

第53条 当会の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事	中野紀夫
設立時理事	赤間源太郎
設立時理事	井上節
設立時理事	大久保祐次
設立時理事	小野澤和美
設立時理事	草薙喜義
設立時理事	小林立

設立時理事	鈴木 猛
設立時理事	萩原 秀男
設立時理事	吉川 祐子
設立時監事	佐藤 和夫
設立時監事	中井由 紀子
設立時代表理事	中野 紀夫

(定款に定めのない事項)

第54条 本定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人相模原市高齢者福祉施設協議会を設立するため、社員12名の定款作成代理人である司法書士尾崎秀俊は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成24年3月27日

社員 中野 紀夫
社員 赤間 源太郎
社員 井上 節
社員 大久保 祐次
社員 小野澤 和美
社員 草薙 喜義
社員 小林 立
社員 鈴木 猛
社員 萩原 秀男
社員 吉川 祐子
社員 佐藤 和夫
社員 中井由 紀子